



テイクアウト料理を事前注文・決済可能とするアプリを提供する  
「株式会社 D I R I G I O (ディリジオ)」に日本公庫が『資本性ローン』を実行

- 日本政策金融公庫（略称：日本公庫）横浜西口支店は、「かながわ・スタートアップ・アクセラレーション・プログラム（以下、「K S A P」という。）」（注）で急成長が期待される有望ベンチャー企業に採択された「株式会社 D I R I G I O」に対し、『資本性ローン』（制度名：「挑戦支援資本強化特例制度」）を実行しました。

（注）「K S A P」は、神奈川県が平成 29 年度から開始したスタートアップ支援事業の一貫であり、優れたビジネスプランを持ち、今後の大きな成長が期待されるベンチャー企業を対象に事業拡大に向けた個別ハンズオン支援を行うプログラムです。

- 株式会社 D I R I G I O が提供する「P I C K S (ピックス)」は、サービス登録済の飲食店のテイクアウト商品を検索し、事前に注文及びクレジット決済ができるスマートフォンアプリです。

スマートフォン上で検索・注文・決済が完結するため、ユーザーは昼時のテイクアウト受け取りの行列に並ぶことなく、キャッシュレスで料理を受け取ることができます。

また、受け取り時間が指定されているため、飲食店側はその時間に合わせて料理を作ることができ、かつ、事前に決済も完結しているため、受渡し時の支払い手続きを省略できる等のメリットがあります。

日本公庫は当該事業のスケールアップに必要な資金を供給するものです。

- 『資本性ローン』は、創業・新事業展開や事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、本特例による債務については金融検査上自己資本とみなすことができるほか、法的倒産手続時は他の債務に劣後するなどの特徴を有します。

- 今回の融資は、日本公庫、横浜市及び I D E C 横浜が横浜市内の創業・ベンチャー企業の成長・発展を支援するために、平成 26 年 5 月 8 日に締結した「横浜市内の創業・ベンチャー企業の成長と発展に関する業務協力協定」に基づき、横浜市が実施する利子補給の候補案件になるものです。

- 日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも『資本性ローン』を活用し、中長期的な事業計画を策定して計画的に財務体質の改善に取り組む企業を支援するとともに、新事業に取り組む中小企業・小規模事業者を積極的にサポートしていきます。

〈お問い合わせ先〉

株式会社日本政策金融公庫 横浜西口支店 国民生活事業（担当：田中、馬場）

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-11-7（日本生命ビル） TEL：045-311-2641

企 業 名	株式会社DIRIGIO	代 表 者	本多 祐樹
連絡先住所	神奈川県横浜市神奈川区二本榎 21-5	創業年月	平成 28 年 7 月

事業の概要：テイクアウト料理の事前注文及び決済を可能とするスマートフォンアプリの提供

- ・当社が提供するスマートフォンアプリの「PICKS (ピックス)」は、サービス登録済の飲食店のテイクアウト商品を検索し、事前に注文及びクレジット決済ができるスマートフォンアプリである。
- ・本アプリは既にサービス提供されており、順調に飲食店登録数とユーザー登録数を伸ばしている。消費税増税の影響などで飲食店のテイクアウト事業は今後も拡大が見込める分野であり、サービス登録済の飲食店では、本アプリ導入により具体的な売上増加につながっている先も数多く出ている。

【参考】当社のホームページ

<http://dirigio.jp/index.html>

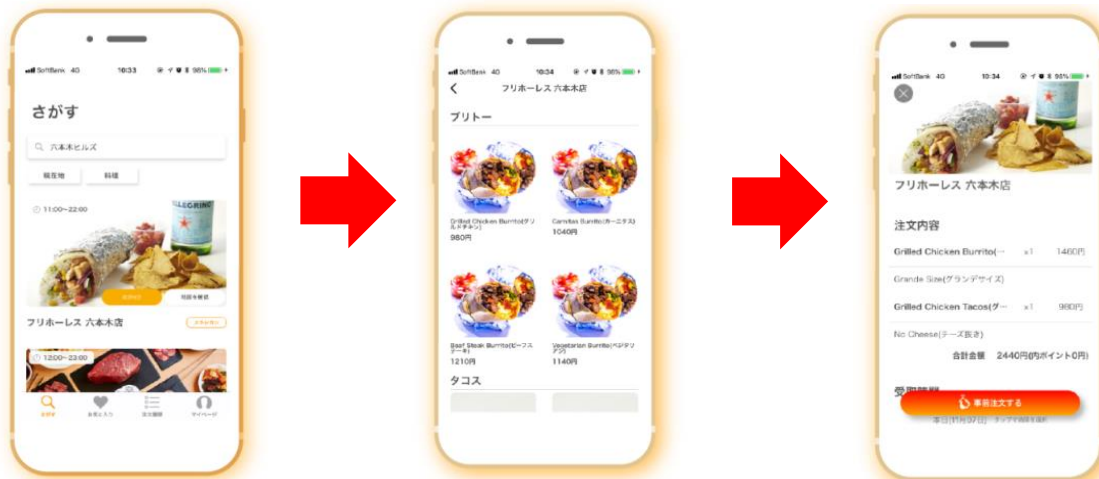
サービスの紹介ページ

<https://picks.fun/>

- ・「PICKS (ピックス)」の特徴は、以下の2点に集約される。
  - ①ユーザー側は、アプリの検索機能で周辺のテイクアウト可能な飲食店舗を探し出し、事前に注文することで、指定の時間に待つことなく料理を受け取ることができる。また、注文時にクレジット決済されるため、キャッシュレスでのサービス利用が可能となる。
  - ②飲食店側は、あらかじめ指定された受け取り時間に合わせて料理を作ることができるため、昼の繁忙時の負担を削減することができる。合わせて、事前に決済も完結しているため、受渡し時の支払い手続きも省略できる。また、スマートフォンアプリ内での操作はシンプルで、手軽にオーダー管理ができるため、店舗側のサービス導入にあたってのハードルは低い。
- ・「PICKS (ピックス)」の利用イメージは以下のとおり。

【ユーザー側のサービス利用の流れについて】

1. お目当てのレストランを選択
2. 料理を選択して注文
3. 決済を完了して料理を受取



「株式会社DIRIGIO」へのお問い合わせ（担当：代表取締役 本多 祐樹）  
 メールアドレス：yuki\_honda@dirigio.jp

## 「横浜市資本性借入金促進事業」の概要

(横浜市による「資本性ローン」への利子補給)

利子補給金の 交付対象者	<p><b>横浜市内に事業所又は事務所がある創業 15 年以内の中小企業者</b></p> <p>詳細の要件は次のとおりです。全ての要件を満たす方が対象となります。※</p> <p>①融資の借入年月日（契約日）が平成 26 年 4 月 1 日以降で、融資の借入年月日時点で中小企業基本法に定める中小企業者であること。</p> <p>②借入年月日時点で創業 15 年以内（16 年を経過していない）であること。</p> <p>③借入年月日時点及び利子補給の交付申請時点で横浜市内に事業所又は事務所があること。</p> <p>④利子補給の該当期間の最終日（12 月 31 日）時点で対象融資制度の返済が延滞中ではないこと。</p> <p>⑤市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税等を滞納していないこと。</p>
利子補給の 該当期間	毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
補給金額	<p>利子補給の該当期間に金融機関に支払った利子のうち、融資残高につき<b>年 1.0%分を上限</b></p> <p>（注 1）ただし、借入利率が年 1.0%未満の場合、支払った利子が補給金額</p> <p>（注 2）毎月の支払利率をもとに、年 1.0%分を上限で補給金額を算出</p>
補給対象期間	初回約定利払日の属する月から <b>3 年間（36 か月）</b> が対象
交付書類の 提出期限	<b>利子補給の補給該当期間の翌年 2 月 10 日まで</b> （10 日が土日祝日の場合、その前の平日まで）
経営支援の 優遇について	<p>対象融資制度を利用し、一定の要件（注）をみたす方には、（公財）横浜企業経営支援財団による経営支援の優遇を受けることができます。経営支援では、経営者が抱える様々な経営課題解決のため、専門家による継続的な経営コンサルティングを行います。</p> <p>借入年月日の属する年度から 3 事業年度内のいずれかの年度において、3 回まで無料（通常、有料）で利用可能です。詳細はお問い合わせください。</p> <p>（注）対象融資制度を利用した次の要件をすべて満たす方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○融資の借入年月日が平成 26 年 4 月 1 日以降で、借入年月日時点で中小企業基本法に定める中小企業者であること。</li> <li>○借入年月日（契約日）時点で創業 15 年以内（16 年を経過していない）であること。</li> <li>○借入年月日（契約日）時点で横浜市内に事業所又は事務所があること。</li> </ul>

※ 利子補給の交付申請に対し、横浜市が交付対象者要件に該当するかについて審査を行った上で交付決定を行うため、「候補案件」と記載しています。

※ 本事業の実施は、横浜市会の平成 31 年度予算の議決後に確定します。

【横浜市資本性借入金促進事業に関するお問い合わせ先】

横浜市役所 経済局中小企業振興部 金融課金融係

TEL : 045-671-2592